

令和2年（2020年）4月24日

斎場利用者各位

小田原市長 加藤 憲一

（公印省略）

小田原市斎場の利用抑制について（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年3月6日及び27日付けで小田原市斎場での会葬の抑制期間の延長についてお願いしたところですが、依然として感染症拡大のリスクが高い状況にあることをかんがみ、次のとおり追加措置を講じることとしますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

1 利用抑制期間

令和2年4月25日から当分の間

2 利用抑制内容

（1） 人数の制限について

各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも15人以下としていただくよう、お願いいたします。

（2） 発熱等症状のある方等の来場について

過去2週間以内に発熱や咳の症状のある方、感染拡大している地域や国への訪問歴がある方、感染者と濃厚接触した方（感染予防措置を講じずに発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した人）は、来場を御遠慮ください。

（3） 場内での飲食等について

各自の水分補給以外の飲食を禁止とします。また、茶器の使用を停止します。水分補給用の飲料は、斎場売店（開場時間は、当分の間10:30～15:30とする。）又は自動販売機で御購入いただくか、御持参ください。

（4） 待合室内での配席について

会葬者同士の距離が十分に確保できるよう、間隔を空けて利用してください。

（5） 室内の換気について

各待合室は、機械設備により常に外気との換気が行われております。なお、窓は設備構造上、開放できませんので御了承ください。

（環境部環境保護課施設係 0465-33-1474）